

6 特殊な株主代表訴訟

①株主でなくなった者の訴訟追行（851条）⁹⁸

→訴訟追行中に、組織再編により完全親会社の株主となった場合⁹⁹

＝訴訟提起後、組織再編

↓

要件：⑦訴訟係属中に株式交換等がなされたこと

①⑦により、完全親会社の株主になったこと

②旧株主による責任追及等の訴え（847条の2）

→組織再編により完全親会社の株主となった者が、組織再編前に株式を有していた完全子会社について代表訴訟を提起する場合

＝組織再編後、訴訟提起（①と順序が逆）

↓

要件：⑦旧株主であること

＝株式交換等の効力発生日の6か月前から引き続き株主であったこと。

（「当該会社が」非公開会社であれば、6か月要件は不要。）

①株式交換・株式移転または吸収合併の効力発生日までに責任原因事実が生じていること。

③多重代表訴訟＝最終完全親会社等の株主による特定責任追及の訴え（847条の3）

→完全親会社の株主が、完全子会社につき代表訴訟を提起する場合

（②よりも完全子会社に対して訴訟提起できる要件が厳しい）

↓

要件：⑦6か月前から引き続き最終完全親会社等の株主である¹⁰⁰。

（「最終完全親会社等が」非公開会社であれば、6か月要件は不要。）

①議決権または発行済株式の1%以上を保有していること。

②特定責任であること。

＝当該会社の株式の帳簿価額が当該最終完全親会社等の総資産額の20%を超えていること。

③特定責任原因事実によって、最終完全親会社等に損害が生じていること。

→完全子会社に損害が生じていたとしても、同一グループ会社内に利益が残存していれば、最終完全親会社には損害はない。

⁹⁸ 851条は当然の事理を定めたものであり、株主であることが原告適格の要件である他の訴訟（828条2項、831条1項等）にも類推適用されるとする見解もある。

⁹⁹ 完全親会社の株式の代わりに金銭等の交付を受けた場合（768条1項2号ロないしホ）には、851条1項1号の適用はなく、訴訟追行できない。完全親会社の株主でない以上、完全子会社との利害関係もなく、訴訟追行させる必要はない。

¹⁰⁰ 株主の提訴請求後に完全親子会社関係が崩れた場合には、当該少数株主による代表訴訟が可能となるので、提訴請求した親会社株主の原告適格は失われ、訴えは却下される。